

北竜町地方創生協議会設置規則

(設 置)

第1条 北竜町の人口減少に対処するため人口ビジョンの策定及び総合戦略の基本目標の設定、基本的方向及び具体的施策の策定並びに検証評価に関して北竜町地方創生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 人口ビジョンの協議に関すること
- (2) 総合戦略の協議に関すること
- (3) 総合戦略の検証に関すること
- (4) 町長が特に必要と認めた事項に関すること

(組 織)

第3条 協議会は、委員16名以内をもって組織し、別表に掲げる所属団体にあるものを町長が委嘱する。ただし、所属団体のその職を辞した者は、その後任者を引き続き委嘱するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から平成32年3月31日までとする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に会長並びに副会長を置く。

(検討委員会)

第6条 本協議会に北竜町総合戦略検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、会長が指名する委員を持って組織する。
- 3 検討委員の任期は、任命の日から平成32年3月31日までとする。
- 4 検討委員会は、協議会の諮問に応じ、また、第2条の協議事項について提言を行うことができる。
- 5 検討委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(策定委員会)

第7条 本協議会に北竜町地方創生策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

- 2 策定委員会は、会長が町の職員より若干名を委嘱する。
- 3 策定委員会は、会長から命ぜられた人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたる。

(会 議)

第8条 会議の種類は、協議会、検討委員会及び策定委員会とする。

- 2 協議会の召集は、会長が行う。
- 3 検討委員会の召集は、委員長が会長と合議のうえ行う。
- 4 策定委員会の召集は、委員長が会長と合議のうえ行う。

(委員の報酬等)

第9条 協議会委員及び検討委員の報酬および費用弁償の支給については、非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和50年条例第22号）を準用し、同条例別表「その他の非常勤の委員」相当額を支給する。

(その他)

第10条 協議会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。